

かつら川

No.179



▲町の鳥「やまがら」
(富士河口湖町提供)

富士河口湖町 ▲河口湖畔から望む富士山 (富士河口湖町提供)

主な目次

大月法人会第10回定時総会	2
大月税務署管内関係民間団体長会	3
山梨県法人会連合会第9回定時総会	3
支部活動報告	6
青年部会活動報告	7
女性部会活動報告	8
令和4年度税制改正に関する提言(山梨県連) ..	13
大月税務署人事異動のお知らせ	15
大月税務署からのお知らせ	17
e-Tax 推進協議会からのお知らせ	18
第49回神社めぐり(貴船神社)	19



▲町の花「月見草」
(富士河口湖町提供)



▲町の木「あかまつ」
(富士河口湖町提供)

消費税期限内納付
法人会一声運動



大月法人会は令和3年5月に創立70周年を迎えました。

大月法人会 第十回定時総会 特別講演会

令和三年五月十九日(水)、ハイラン
ドリゾートホテル&スパに於いて開
催。定時総会開会前に、落語家林家
たい平師匠による「笑顔のもとに笑
顔が集まる」と題する特別講演会を
開催し、会員・一般含め百五十名が
聴講されました。

定時総会では、令和二年度決算報
告の承認を始め、予定されていた議



大月法人会 細田幸次会長 挨拶



案すべてが原案通り承認可決され、
任期満了による役員改選では、理事
五十四名と監事三名の承認後に臨時
理事会を開催し、細田幸次氏が会長
に再任されました。退任されました
役員の皆様には長年に亘り法人会活
動へご尽力を賜り誠にありがとうございました。
ございました。

なお、飲食を伴う懇親会は、新型
コロナウイルスの感染防止の観点か
ら中止とさせていただきます。

(新役員名簿は後記掲載)

来賓名

大月税務署長 峪 和生様
東京地方税理士会 大月支部長 渡邊 儀春様
山梨県法人会連合会 会長 高野孫左門様
大月税務署法人課税第一部門 統括国税調査官 山口 雄一様
大月税務署法人課税第一部門 審理上席国税調査官 鈴木 英明様
山梨県法人会連合会 専務理事 酒井 信様

表 彰

一、退任役員感謝状
副会長 鯨岡 正文氏
常任理事 田村 夏子氏
常任理事 小佐野紀之氏
常任理事 藤江 一枝氏
常任理事 高村 春久氏
常任理事 梶原 信行氏
理事 山下 久幸氏
大同生命保険株式会社多摩支社 甲府営業部長 民部 泰輔様
AIG損害保険株式会社 山梨支店長 平井 崇志様
アフラック生命保険株式会社 山梨支社長 川島 俊彦様

大月税務署 峪和生署長 ご祝辞



大月税務署 峪和生署長 ご祝辞



税理士会 渡邊儀春大月支部長 ご祝辞

二、保障制度元請会社優績社員表彰
アメリカンファミリー生命保険会社 河内 良美様
監事 新津 好久氏
監事 中山 愛美氏
理事相当 湖山 和子氏
理事相当 白川 敏子氏
理事相当 山口 輝子氏
山梨県連 高野孫左門会長 ご祝辞



山梨県連 高野孫左門会長 ご祝辞



退任役員感謝状贈呈



特別講演会 落語家 林家たい平 師匠

関係民間団体長会

大月税務署三階会議室に於いて開催され、六月十七日の会議では令和二年度事業・決算報告及び令和三年度事業計画・予算案が原案通り承認されました。

なお、例年七月開催の税務署新幹部及び各団体役員との交流を目的とする令和三年度の「大月税務署管内関係民間団体意見交換会」は、昨年引き続き新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から中止となりました。

また、八月二十六日に予定した税務署定例人事異動後初めての関係民間団体長会は新型コロナウイルスまん延防止等重点措置期間に入ったため中止となりました。



山梨県法人会連合会 第九回定時総会

令和三年六月十八日(金)、甲府常磐ホテルに於いて開催され、当会より十五名が出席しました。

総会終了後の表彰式において、当会より次の方々が表彰されました。おめでとうございます。



全法連功労者表彰

副会長

(株)梶原工業所
梶原 秀博様

副会長

(株)堀江製作所
堀江 俊隆様



県連功労者表彰

理事相当

登り坂石油(株)
渡邊 林美様

理事相当

(株)ツルタ
鶴田みさ子様



県連退任役員感謝状

県連理事

三栄工業(株)
鯨岡 正文様



全法連功労者表彰 梶原秀博副会長

大月法人会役員

(順不同、敬称略)

顧問

滝口 哲夫

原田 威

相談役

堀内 富久 堀内電気(株)

長田 富也 アイトー電子(株)

榎田 則夫 (株)榎田商店

新名 米光 (株)新名製作所

細谷 憲二 中央観光(株)

外川 凱昭 (有)山岸旅館

小林 余し緒 小林工業(株)

小池 幹彦 (株)山梨中央銀行吉田支店

★渡邊 儀春 東京地方税理士会大月支部

会長

細田 幸次 (株)富士山アグリファーム

副会長

川上洋一郎 川上建設(株)

志村美貴代 日伸総建(株)

山口 照義 (株)メイト

梶原 秀博 (株)梶原工業所

吉澤 秀雄 (有)吉沢製パン

★堀江 俊隆 (株)堀江製作所

吉元 潤 吉田精工(株)

専務理事兼事務局長

小笠原能久 公益社団法人大月法人会

常任理事

鈴木 誠一 (株)鈴木製作所

★土屋きよ美 (株)土屋製作所

★三木 範之 甲陽産業(株)

天野 太文 濱野屋ティートラスト(有)

越石 賢一 (株)ミネルバ

★餌取 一成 (有)印刷エトリ

大森 剛仁 (株)大森工務所

堀内光一郎 富士急行(株)

立川 正史 秋山土建(株)

★渡邊 和彦 都留信用組合

★伊東 貴也 伊東商店(株)

小谷田 融 富士観光開発(株)

★柏木おさむ (有)フロスジャパン

★高村 浩明 富士水熱設備工業(株)

倉澤 鶴義 (株)協和生コン

理事

白木 孝郎 三共建設(株)

守屋 博文 (株)トーホー

尾形 直 (株)尾形製作所

★市川 公子 市川リース(株)

内藤 定子 (株)ナイトー建商

清水美恵子 (株)龍美建設

★西室 信男 (有)西忠エージェンシー

★平井 勉 (株)平井製作所

井上 博之 (有)井上石油

荻原 秀祥 (株)ユーシン

赤澤 克夫 山二商事(株)

★金巻 裕 (有)中村薬局

★山口 光子 (有)山口製作所

菊地 明久 (株)長田電材工業

渡邊 稔 (株)渡辺商店

宮下 完爾 (株)マシナリー

山下佐一郎 芙蓉実業(株)

桑原 安男 (株)桑原興業

小佐野昇一 (有)こみたけ売店

渡邊 千恵 吉田タクシー(有)

★奥脇 芳弘 宮川電気(株)

★横打香代子 (株)山梨重機

★白井恵美子 エスプラン(株)

大森 保廣 (株)大森林業所

三浦 信 三浦化成工業(株)

★河内 正子 (有)サンスペースアミニティ

外川 桂子 (有)山岸旅館

井出 泰済 (株)富士レークホテル

★井出 隆 井出電気(株)

小林ゆくよ (株)コバヤシ工業

監事

吉野 保美 (株)吉野土建

★小林 清哲 (有)小林仏壇

★佐々木弘之 (株)田中屋

理事相当

吉澤 武司 富士航空電子(株)

小泉 裕次 (株)ユーキ

小林 宏好 大一木材(株)

市川 賢一 (有)大中精機製作所

土屋 和也 (有)土屋輪業

★西室 将士 濱野屋ティートラスト(有)

中村 武 中村エンジニアリング(株)

★熊坂栄太郎 (有)丸栄不動産

★奥秋 公大 奥秋建設(株)

★堀内 慎也 堀内電気(株)

山崎 泰洋 山崎織物(株)

小池 久司 (有)小池時計店

堀内 満 パイロット測量設計(株)

渡辺 浩次 渡秀工業(株)

中村 元 (有)東京屋製菓

岩田 伸吾 (有)寿司華

渡邊 三雄 三和建設(株)

★白須 一政 (株)シラス自工

★宮下 崇 テクト(株)

★武川 哲也 (株)CATV富士五湖

相川三七男 富士急行(株)

渡辺 教彦 (株)渡辺工務店

渡邊 良孝 登り坂石油(株)

★渡辺 松氏 (有)旅館松屋

三浦 敬伯 (株)サイコ

松浦 潤一 (株)エムティーシー

大石 秀世 (株)アトラス測量

白井佳津子 (株)白井自動車

小高 洋子 (有)コタカ電化

佐波 佳子 (株)サナミ製作所

★堀内 花代 堀建トーヨー住器(株)

鶴田みさ子 (株)ツルタ

渡邊ふく子 (株)渡辺商店

外川正知恵 (有)天下茶屋

渡邊 林美 登り坂石油(株)

中村 勝子 (株)オプトナカムラ

倉澤 光代 (株)協和生コン

(★印は新任)

正味財産増減計算書合計表

科 目	令和2年度予算	令和2年度決算	令和3年度予算
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	699	701	700
特定資産運用益	7,216	7,347	7,312
受取会費	13,319,000	13,113,000	12,879,000
事業収益	9,735,000	1,448,000	8,700,000
受取補助金等	10,159,100	10,379,100	9,649,700
受取負担金	1,724,000	1,589,000	1,706,000
寄附金	100,000	0	100,000
雑収益	801,100	153,730	801,200
経 常 収 益 計	35,846,115	26,690,878	33,843,912
(2) 経常費用			
公益目的事業	24,499,277	14,632,451	25,137,091
収益事業等	10,661,406	5,309,929	10,315,921
管理費	4,469,351	3,082,037	3,525,791
経 常 費 用 計	39,630,034	23,024,417	38,978,803
当期一般正味財産増減額	△ 3,783,919	3,666,461	△ 5,134,891
一般正味財産期首残高	245,059,848	245,059,848	248,726,309
一般正味財産期末残高	241,275,929	248,726,309	243,591,418
II. 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	9,643,700	9,643,700	9,332,200
受取全法連助成金	9,643,700	9,643,700	9,332,200
受取県連助成金			
一般正味財産への振替額	△ 9,643,700	△ 9,643,700	△ 9,332,200
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	241,275,929	248,726,309	243,591,418








健康と環境に優しい総合エネルギー企業

登り坂石油株式会社

TEL 0555-72-1220 <http://www.noborisaka.co.jp>






支部活動報告

富士吉田支部役員会

六月八日(火) 都留信用組合本店

富士吉田支部
セミナーを開催

令和三年度富士吉田支部セミナーを六月二十二日(火)、ホテル鐘山苑に於いて、会員・一般含め百十三名が出席し盛大に開催されました。開会にあたり細田幸次大月法人会長、山口雄一大月税務署統括国税調査官よりご挨拶を頂きました。

第一部の税務研修会では「よくわかる！これからはじまるインボイス制度」と題して小川大志大月税務署法人課税第一部門国税調査官より詳しく解説して頂きました。

第一部 講師 小川大志調査官



第二部の特別講演会では北朝鮮による拉致被害者の一人であり現在は新潟産業大学経済学部准教授を務めている蓮池薫先生より「夢と絆」北での二十四年間そして今と題した講演を頂きました。北朝鮮の拉致の目的はスパイを養成し革命を起こすことだと蓮池先生はお話しされました。その目的のために日本人を拉致することを実行したわけですが、北朝鮮工作員による拉致された時の状況はとも生々しく殺される恐怖を感じたそうです。また北朝鮮での暮らしは監視が付き自由がなく外部との連絡手段もないとのことでした。しかし生きて日本へ帰るといいう強い思いを持ち続けたそうです。何名かは日本へ帰国することが出来ま

第二部 講師 蓮池薫氏



したが残念ながら北朝鮮には未だ拉致されたままの日本人がいます。蓮池先生は北朝鮮に残された日本人を全員帰国させるまで活動を続けると言っていました。私達国民は拉致問題が完全に解決するまで関心を持ち続ける義務があると思います。

例年ですとセミナー終了後に富士吉田支部内の税務研修会を行うのですがコロナ禍ということで延期とさせて頂きました。一刻も早い終息を祈ります。

富士吉田支部セミナーの開催にあたり本会・青年部会・女性部会役員の皆様にはご協力を頂きまして誠にありがとうございました。

富士吉田六支部統括支部長

伊東 貴也

河口湖東西支部役員会

八月十一日(水) 富士レークホテル





税に関する標語お願い
七月十三日(火) ひばりが丘高等学校



税に関する標語お願い
七月十三日(火) 富士吉田市

青年部会活動報告



税に関する標語お願い
七月十三日(火) 富士学苑高等学校



税に関する標語お願い
七月十三日(火) 吉田高等学校



大月税務署との意見交換会
八月二十五日(水) 大月法人会館



青年部会第十回定時総会
五月十九日(水) ハイランドリゾートホテル&スパ



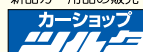
<http://www.kk-tsuruta.jp/>

株式会社



南都留郡西桂町小沼221-1
TEL 0555-25-3688

新品カー用品の販売・取付



西桂店
南都留郡西桂町小沼221-1 TEL 0555-25-3525

中古・新品カー用品の
買取・販売・取付



都留店
都留市田野倉468-2
TEL 0554-45-1555

富士吉田店
富士吉田市松山5-9-1078
TEL 0555-20-1666

昭和店
中巨摩郡昭和町押越825
TEL 055-275-8101

吉田のうどんをメインとした飲食店



西桂店
南都留郡西桂町小沼1112-1 TEL 0555-29-2040

青年部会役員

(順不同、敬称略)

最高顧問

天野 喜宗 (株)みどりや
小佐野紀之 (有)こみたけ売店
細谷 憲二 中央観光(株)
川上洋一郎 川上建設(株)
小佐野昇一 (有)こみたけ売店

顧問

守屋 博文 (株)トーホー
餌取 一成 (有)印刷エトリ
井上 博之 (有)井上石油
山口 照義 (株)メイト
越石 賢一 (株)ミネルバ
渡辺 信介 (有)湧池
小林 清哲 (有)小林仏壇
荻原 秀祥 (株)ユーシン
吉野 保美 (株)吉野土建
奥脇 芳弘 宮川電気(株)
堀江 俊隆 (株)堀江製作所
赤澤 克夫 山二商事(株)
柏木おさむ (有)フロスジャパン
小池 久司 (有)小池時計店
中村 武 中村エンジニアリング(株)
鈴木 誠一 (株)鈴木製作所
三木 範之 甲陽産業(株)
山下佐一郎 芙蓉実業(株)
深沢 央 なだや(株)
渡邊 幸男 吉田タクシー(有)
伊東 貴也 伊東商店(株)
三浦 信 三浦化成工業(株)
★佐々木弘之 (株)田中屋
★菊地 明久 (株)長田電材工業
★渡邊 良孝 登り坂石油(株)

部会長

吉元 潤 吉田精工(株)

幹事長

★宮下 崇 テクト(株)

上野原支部長

尾形 直 (株)尾形製作所

大月支部長

★西室 信男 (有)西忠エージェンシー

都留支部長

★奥秋 公大 奥秋建設(株)

富士吉田支部長(監事)

渡邊 三雄 三和建設(株)

忍野・山中湖支部長

渡辺 教彦 (株)渡辺工務店

河口湖支部長

★渡辺 松氏 (有)旅館松屋

会計

白須 一政 (株)シラス自工

上野原支部長

★山本 雄介 (株)ラクトあいらく鶴川宿

大月副支部長(親睦委員長)

★市川 賢一 (有)大中精機製作所

都留副支部長

★佐藤 誠 (株)佐藤ダンボール

富士吉田副支部長

★河野 大介 (有)河野保険事務所

河口湖副支部長

★松浦 潤一 (株)エムティーシー

事業委員長

★武川 哲也 (株)CATV富士五湖

広報委員長

堀内 慎也 堀内電気(株)

幹事

宮田 千治 ミヤ通信工業(株)
天野 統一 濱野屋ティートスト(有)

藤本 恭司

(株)やおき
(有)清水商事サービス工場

清水 偉也

(株)三吉

白輪地 厚

(株)平井製作所

平井 勉

(株)ユーク

小泉 裕次

(有)西室運送

★西室 将士

野武 直記 ユニテック(株)

九鬼 敦

(有)九鬼塗装

細田 浩一

(株)セントラルモーターズ

本田 剛

(株)中村酒販

渡辺 秀行

(資)渡辺酒店

小林 大希

(株)丸大産業

岩下 稔

(有)岩下産業

金巻 裕

(有)中村薬局

白須 資望

富士新幸(株)

鈴木 雅俊

(株)鈴木工業

藤本 秀昭

(株)第一測量

中村 哲

(株)丸正電器
(有)平井製作所

平井 尚博

(株)エス・イー・エス

新田 隆人

(株)桑原電業(株)

桑原 大輔

(株)羽田印刷

羽田 早一郎

(有)ニュースセンターサトー

佐藤 浩文

(有)船津観光(株)

梶原 洋

(有)小佐野設備

★三浦雄一郎

(有)森の家久野屋

監事

桑原 誠 秋山土建(株)
(★印は新任)

女性部会活動報告

女性部会第十回定時総会

五月十九日(水) ハイランドリゾートホテル&スパ



第十八回慰問活動

六月二日(水) 白樺荘(花寄贈)



小学生租税教室と 税金絵画コンクール 及び税金絵はがき コンクールの経過報告

毎年十一月十一日から行われる「税を考える週間」に先がけ、女性部会が主催する小学生租税教室並びに税金絵画・税金絵はがきコンクールが、今年は大月支部の担当で実施する事となりました。

二月十七日 宇野誠大月市教育長を訪問。租税教室・税金絵画コンクールの趣旨をご理解頂き、大月東小学校での実施内諾を頂きました。

三月十二日 小林信保大月市長並びに藤巻豪大月東小学校長を訪問。当事業実施に係るご協力と併せて、絵画コンクールにおける大月市長賞選定等に係るご後援の承諾を頂きました。

六月九日 大月税務署会議室に於いて租税教室講習会を実施。甲府税務署加藤達也広報広聴官よりご指導を受けました。

六月二十四日 五日後に迫った租税教室のリハーサルを大月法人会館に於いて実施しました。

六月二十九日 梅雨空の蒸し暑い中、大月東小多目的ホールに於いて租税教室を開催。六年生四十八名が出席し、大月税務署の山口統括官、鈴木上席官が見守る中、五年ぶ



峪税務署長 表敬訪問



租税教室講習会

り二度目の講師を務めさせて頂きました。最初は緊張していた児童たちも、じゃんけんクイズが始まると元氣よく手を挙げ、パネルを積極的にボードに貼り付けるなど、アニメDVDに見入っている姿を見て、将来を担う子供たちに「税の大切さが伝わった」手応えを感じました。最後



租税教室リハーサル

に一億円のレプリカを興味深げに触れたり、持ち上げたり、一億円の重みを実感していました。
七月二日 清水浩喜木生第一小学校長を訪問し、税金絵はがきコンクールへの協力をお願いしました。
七月八日 高尾貞明西桂小学校長、並びに川村達彦西桂町教育長を訪問し、税金絵はがきコンクールへの協力をお願いしました。
子供たちが夏休みに入ると同時に、コロナ感染が拡大する中、国民の期待と不安の中で東京五輪が開会され、日本人選手の活躍はもとより、連日繰り上げられる素晴らしい試合や演技に感動を受けています。当該事業も完結する表彰式を無事迎えられることを願うとともに、関係各位にはなお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。
女性部会大月支部長 清水美恵子



租税教室



税金絵はがきのお願い 西桂小学校長訪問



税金絵はがきのお願い 西桂教育長訪問

女性部会役員

(順不同、敬称略)

顧問

奈良 紀子 (有)大和屋薬局

小林余し緒 小林工業(株)

志村美貴代 日伸総建(株)

内藤 定子 (株)ナイトー建商

幹事長 小林ゆくよ (株)コバヤシ工業

上野原支部長(副幹事長) 土屋きよ美 (株)土屋製作所

大月支部長(副幹事長) 清水美恵子 (株)龍美建設

都留支部長(★事業委員長) 鶴田みさ子 (株)ツルタ

富士吉田支部長(★広報委員長) 河内 正子 (有)サンスペースアメニティ

河口湖支部長(親睦委員長) 外川 桂子 (有)山岸旅館

会 計(河口湖副支部長) 外川正知恵 (有)天下茶屋

上野原支部長(広報副委員長) 志村 時江 ハリカ上野原

大月支部長(親睦副委員長) 志村ひろ江 志村クリーニング店

都留支部長(親睦副委員長) 渡邊ふく子 (株)渡辺商店

富士吉田支部長(広報副委員長) 白井恵美子 エスプラン(株)

事業副委員長

★渡邊 千恵 吉田タクシー(有)

★渡辺なおみ 宝福祉タクシー

幹事

田村 夏子 (株)田村組

中原 智子 (株)中原製材所

石井 明美 (有)島田交通

高橋 式子 (株)高橋建設

白井佳津子 (株)白井自動車

市川 公子 市川リース(株)

小高 洋子 (有)コタカ電化

小林 聖子 ネスエンタープライズ(株)

湖山 和子 (株)湖山商事

川村 真弓 立正堂印刷(有)

小林登喜子 (有)神戸電工

白川 敏子 (有)山陽精工(株)

山口 輝子 (有)山口乳業

石井 清子 規予

藤江 一枝 (株)共立機械

功刀真佐美 桂商会(株)

山口 光子 (有)山口製作所

谷内江美子 谷内建設(株)

程原 洋子 (株)アウラテクノロジ

菅谷 勝子 (有)すがや

堀内 花代 堀建トーヨー住器(株)

佐波 佳子 (株)サナミ製作所

★餌取由香利 (有)印刷エトリ

浅沼 歌子 富岳物産(株)

日川 和子 (有)日川時計店

田辺 潤子 (株)まるさくたなべ

伊藤 道子 (有)伊藤

井出てるゑ (株)井出商店

横打香代子 (株)山梨重機

高橋ます子 (有)ホテイシヨップキタフジ

渡邊伊寿美 (有)ウイステリア

小山田可能子 (有)富士エコーブミレニアム

池上美奈子 (株)池上工務所

渡邊 林美 登り坂石油(株)

梶原 広子 船津観光(株)

女性部会税務研修会

八月五日(木) ホテル鐘山苑



講師：大月税務署 木村宏 上席官

女性部会特別研修会

八月五日(木) ホテル鐘山苑



講師：長濱賢治氏

中村 勝子 (株)オプトナカムラ

監事 倉澤 光代 (株)協和生コン

★森嶋 友子 (株)弘美インテリア

(★印は新任)

広報誌封入作業

四月二十七日(火) 大月法人会館



正副研修委員長会議

六月十五日(火) 大月法人会館



創立70周年実行委員会

七月六日(火) 第三回 大月法人会館
八月二十三日(月) 第四回 大月法人会館



広報委員会

七月二十日(火) 大月法人会館



決算法人説明会

五月二十一日(金) 大月法人会館
六月十六日(水) 大月法人会館
八月二十日(金) 大月法人会館



新設法人説明会

六月十一日(金) 大月法人会館



県連税制委員会

六月八日(火) 甲府法人会館



全法連広報委員会

七月十二日(月) オンライン会議





大月税務署
新署長・新課長懇談会
七月三十日(金) 大月法人会館

＝ 総合建設業 ＝

建築・土木・設計・施工
一級建築士事務所



環境に配慮・創意と工夫
株式会社 梶原工業所

山梨県南都留郡富士河口湖町船津3036
TEL : 0555-73-2107 FAX : 0555-73-1197
e-mail: marubun@kajihara-kougyouso.com
URL: <http://www.kajihara-kougyouso.com/>



‘地域に根ざした家造り’お施主様と一緒に考えます。
住まいづくりは、お客様と私達の共同事業です。
生涯何度もあるものではない大切な事業
心のふれあいを‘1番’に！...

HORIE

株式会社 堀江製作所



代表取締役 堀江 俊 隆

〒409-0501 山梨県大月市富浜町宮谷329

TEL 0554-22-1511 FAX 0554-22-5243

E-mail horie@horiess.co.jp

URL <http://www.horiess.co.jp/>

山梨県連令和四年度税制改正に 関する提言を全法連へ提出

令和三年六月八日(火)、甲府法人会館に於いて県連税制委員会が開催され、県下4単体会から提出された税制改正提言書及び「税制改正に関するアンケート調査」による会員企業の要望等を踏まえ、次のとおり山梨県連提言書として全法連へ提出しました。

一般社団法人山梨県法人会連合会 令和四年度税制改正に関する提言

総論

新型コロナウイルス対策に伴う歳出拡大に対して米
国などが財源確保に動き出す中、日本では財政を巡る
議論が遅れている。

米国では連邦法人税率を21%から28%に引き上げ
るほか、富裕層の株式売却益の最高税率を約2倍の
39.6%に引き上げる方針を表明。英国も大企業向け
法人税率を2023年4月に19%から25%に引き上げ
ることを決めるなど、海外では悪化した財政立て直し
の議論が進んでいる。

一方、政府の動きは鈍く、コロナ対策で2020
年度の新規国債発行額は112兆5,539億円と
なり当初予算の32兆5,562億円から大幅に増加。
5兆円のコロナ対策予備費を盛り込んだ過去最高の
106兆円超となった2021年度予算でも4割を国
債発行に頼る綱渡りの財政運営が続いている。

法人会はコロナ対応への財政出動はやむを得ないとい
う基本認識を示す一方でコロナ収束後を見据え、将
来世代につけを回さず現世代で背負うことを求めてき
た。速やかに財政再建の議論を開始し、税の自然増収
を前提とすることなく、歳出については聖域を設けず、
分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実
に税財政改革を実行すること。

財政の健全化について

借金拡大を止めるには、政策経費を税収などで賄え
るかを示す基礎的財政収支を黒字にすることが欠かせ
ない。

2020年度末の国の債務残高は1,216兆円
に達し、2021年度予算では新型コロナウィルス
対策費が膨らみ一般会計の歳出総額が過去最大の
106,6兆円となり、2025年の基礎的財政収支
黒字化の目標は絶望的になった。内閣府では2029
年度黒字化を見通しているが相変わらず高い経済成長
率による税収増を前提としている。政府は歳出と歳入
の両面を改革しなければ黒字化できない現実を直視す
るべきである。

コロナ禍の今は国民の命や暮らしを守ることが急務

で財政出動を惜しむべき局面ではないが、感染収束後
には財政の立て直しに正面から取り組む必要がある。
先送りを防ぐには、感染や景気がどのような状況にな
れば作業を本格化するか一定の目安を設けることが
重要である。

2020年度3次補正予算は緊急事態宣言を前提に
していないため、「GO TO」事業に1兆円超が計
上された。いま優先するべきは逼迫している医療機関
や収入が減った低所得者への支援である。現実とずれ
た不急の事業を行う余裕がないことを自覚する必
要がある。

行政改革について

法人会は行政改革について地方を含めた政府と議会
は「まず隗より始めよ」の精神に基づき身を削る改革
を求めた。

一昨年の消費税増税に続き、新型コロナウィルスの
感染拡大などにより、国民生活に過重な負担がかつて
いる。国会議員の歳費2割削減の延長は国民への配
慮とされたが、文書交通滞在費等は手をつけていない。
この程度では極めて不十分であり、小手先のパフォー
マンスと言わざるを得ない。これを機に以下の施策に
ついて徹底した改革を断行することを強く求める。

- ① 国・地方の議員定数の大胆な削減、歳費等の抑制
- ② 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の能力を
重視した賃金体系による人件費の抑制
- ③ 政党助成金の削減
- ④ 特別会計と独立行政法人の無駄の削減
- ⑤ 民間活力の積極的な導入

社会保障制度について

2022年には団塊の世代が75歳以上の高齢者にな
り始め、社会保障給付費の急増が見込まれる。

社会保障給付費は公費と保険料で賄われており、現
行の負担を維持するには高齢者にも能力に応じた負担
を求めるなど適正な負担を確保するとともに給付を
「重点化・効率化」によって抑制することが必要である。
今後の人口動態を予想したうえで、国民が納得できる
制度の構築を要する。

法人税関係

1. 法人税の負担構造について

近年の税制改正の中で、企業が国を選ぶ時代にあつ
て、国内に成長分野を確立するには法人税率の引き下
げは避けて通れないという観点から法人税率の引き下
げが行われてきた。

グローバル経済において企業は国際競争力の確保が
肝要であり、必要以上に重い税負担を課すべきではな

いが、問題は日本経済のリーダーとなるべき大企業の
税負担があまりにも過少なことにある。この原因は現
在の法人税制が大企業を優遇する一方で、中小企業に
は優遇措置が適用される条件が整っていないために
法定税率に近い税率が当てはめられていて、所得の大
きい企業が多く負担するという「応能負担」の原則を
逸脱している。これは税制上の公平と異なると、国・
地方の財源喪失の原因にもなっている。

コロナ対策に伴う歳出拡大に対して米国や英国で
は、法人税率の引き上げを表明している。先進国の中
で突出して悪化している日本の財政を健全化するため
に企業の海外流出等を防ぐためのルール作りを講じた
上で大企業にも税法で定められている程度の税率負担
を求めるべきである。

2. 中小企業の基準の見直しについて

大企業が減資して中小企業になる動きが相次いでい
る。資本金が1億円以下の場合、税制上は中小企業扱
いで法人税率の税率が低くなる。また、地方税の法人事
業税を赤字でも支払う外形標準課税も対象外になる。
税負担が減ればコロナ禍などで悪化した財務の立て直
しの一助になることは理解できる。

ただ、中小企業の税優遇の目的は大企業に比べてコ
スト削減や資本調達が見づらいなどのハンデを補うこ
とにある。実態が大企業なのに優遇されるのであれば
税法の趣旨に反すると言わざるを得ない。

公平・中立という税の原則を逸脱する事態が生じて
いる原因は資本金の多寡で中小企業かどうかを決める
仕組みにある。コロナ禍で多くの企業の経営が悪化す
るなか、大企業の減資は今後も広がる可能性がある。
2016年の会社法施行で資本金1円でも起業でき
るようになり、資本金で大企業と中小企業を判断する
ことは難しくなってきた。公平性を確保するため
に、売上高や従業員数等、事業規模の実態をよりの確
に捉えられる基準に改めるべきである。

3. 役員給与と損金算入について

役員給与は職務執行の対価であり、恣意性のあるも
のなど課税上弊害があるものを除いて損金算入を認め
ること。

また、業績連動給与について同族会社も一定の要件
のもとに損金算入を認めること。

4. 中小企業者等の法人税軽減税率について

中小企業者等の法人税軽減税率（所得金額年
800万円以下の税率）15%は租税特別措置法によ
る時限措置となつているので本則化する。また、
中小企業活性化のために昭和56年以来800万円以
下に据え置かれていた軽減税率適用所得金額を1、
600万円程度に引き上げること。

5. 中小企業の減価償却方法について

平成28年度税制改正で建物附属設備及び構築物の償
却方法について定率法が廃止され、定額法に変更され

た。また、すべての固定資産についても定額法に一本
化すべきとの議論がある。

しかし、車両や機械装置などの固定資産は使用期間
に均等に価値が減少していくのではなく、早期の費用
化が抑制され、中小企業にとっては設備投資意欲の減
退の懸念があるため定率法と定額法との選択適用を認
めること。

6. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の 損金算入特例について

中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資
産を取得・事業用した場合、年間取得価額合計額
300万円までは取得価額の全額を損金算入できると
なっているが上限額300万円を廃止すること。また、
適用期限は延長すること。

7. 中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を
取得した場合の特例償却又は税額控除制度）につ
いて

令和3年度税制改正で対象業種に不動産業、物品賃
貸業、商店街振興組合等が追加されたが、対象資産は
限定されているうえ新品の資産に限られていて不十分
である。対象資産の拡大と中古資産を含めることを要
望する。

8. 慶弔費等の交際費からの除外について
法人が支出する交際費等の額は元費を節約して企業の
自己資本を充実し、企業の体質強化を図るという政策
的見地等から法人税法上その全額又は一部の金額は損
金算入となつている。

しかし、得意先、仕入先等の慶弔、禍福に際し支出
する金品等の費用については社会通念上要する金額の
範囲内であることを要件として交際費から除外すべき
である。

所得税関係

1. 個人所得課税の見直しについて

所得税は基幹税として公平な負担を求める必要性が
あり、少子高齢化、人口減少に対応した税制が肝要で
ある。

特に年収1億円を超える高額所得者に対する税率の
引き上げや配当所得、譲渡所得などの資産性所得が適
用されている分離課税の税率引き上げ等抜本的な見直
しを行い、所得再分配といった基幹税としての本来の
機能を回復することが必要である。

2. 各種控除制度の見直しについて

所得税に関する各種控除は、社会変化に対応すべき
であるが、現行制度の中で給与所得控除、公的年金控
除の引き下げや基礎控除の引き上げ、ひとり親控除
の創設等により複雑化が著しく、事務負担などが増加
しているため、整理・合理化を図るべきである。
整理・合理化に当たっては、税制だけでなく、社
会保障制度のあり方なども一体として働き方改革に相
応しいものとなるよう多角的な検討を求める。

3. 年少扶養控除の復活について

年少扶養控除は子供手当の創設に伴い、2011年度に廃止された。しかし2012年度には子供手当が廃止され、児童手当に改組された。児童手当は、0歳から中学校卒業までの児童を養育している者に支給されるが所得制限があり、所得制限の前後で児童手当を含めた世帯収入の逆転現象が生じる問題もある。出産と子育てはすべての世帯にとって負担力が減殺されるものであり、子育て支援は実効性があるべきである。このような観点から児童手当のあり方を見直し、年少扶養控除を復活すべきである。

3. 源泉所得税の納付期限について

我が国の取引の決済は殆どが月末に行われており、諸公課の納期限もおおむね月末となっている。源泉徴収義務者の事務効率の観点から納付期限を給与等の支払月の翌月末日に、納期特別適用者の納期限は1月末日と7月末日に改めることを強く要望する。

消費税関係

1. 軽減税率制度の廃止について

一昨年の消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者対策として軽減税率制度が実施され、キャッシュレス決済のポイント還元やプレミアム付商品券の発行等による家計負担を一定程度和らげる景気対策が、政治的な「ばらまき」によって増収分が吹き飛んでしまったと言われた。

法人会はこれまで消費税の増税について、事業者の事務負担増、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保の観点から、税率10%までは単一税率を要望してきた。この「ばらまき」対策でも消費税の逆進性は一向に解消されていないため、軽減税率制度を廃止し、低所得者対策として簡素な給付措置の実施を要望する。

2. 事業者免税点制度及び簡易課税制度の廃止について

基準期間の課税売上高1,000万円以下の事業者は消費税の納税が免除されている。消費税は事業者、消費者、国民全員の信頼の上に成り立っている制度である。益税等その信頼性を損なう特例措置は廃止すべきである。

3. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

本年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る登録事業者の申請が開始され、2023年10月から導入が予定されているインボイス制度は、全て事業者に対して、経理・納税方法の変更を強いるものであると同時に免税事業者の発行した請求書は仕入れ税額控除の対象にならないため、免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

長年にわたり、帳簿および請求書等保存方式により、所得課税と消費税の計算が一体的に計算できる仕組みが定着している。インボイス制度の導入に当たっては、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

事業承継税関係

土地・建物及び非上場株の相続の非課税について

非上場株の相続を非課税とすることにより、事業承継も実現しやすい。さらに事業に供している土地と建物が相続時に非課税となれば経済の活性化につながる。中小企業の円滑な事業承継を進めるためにも、事業用資産の土地・建物及び非上場株の相続税を非課税とすること。

相続税・贈与税関係

1. 相続税の課税のあり方について

2013年の税制改正により、2015年1月1日以降の遺産に係る基礎控除額（5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数）が、（3,000万円＋600万円×法定相続人の数）に引き下げられて課税が強化された。その結果、相続の課税対象割合は改正前の2倍程度になっている。課税割合が高すぎるため、基礎控除額を（4,000万円＋800万円×法定相続人の数）に引き上げるべきである。

2. 相続時精算課税制度非課税枠の拡大等について

相続時精算課税制度は一定の直系親族間の贈与に認められた特例として、2,500万円までの贈与には贈与税がかからず、贈与財産の種類、金額、贈与回数、年数に制限がなく早期に若年者に多額の財産を移転できるメリットはあるものの、内容の複雑さや、どんな場合に適用しているかが分かりづらく、利用したことから発生するデメリットも多く、利用する人が少ないのが現実のようである。

3. 贈与税基礎控除額の引き上げについて

現行の贈与税の基礎控除額は2001年に110万円に拡大されて以来低い水準に設定されたままであり、資産が高齢者に偏在するという社会問題化にもなっている。若年層への資産の円滑な移転の促進による消費拡大に寄与する観点からも基礎控除額を現行の110万円から200万円への引き上げを要望する。

印紙税関係

印紙税の廃止について

印紙税は契約書や領収書などの「紙」に課税されるが、同じ内容でもメールや電子契約などデジタル文書ならば課税されないというのは極めて不合理である。企業が膨大な事務負担を課し、DX（デジタルトランスフォーメーション）時代にそぐわないため、廃止を要望する。

地方税関係

1. 外形標準課税の課税ベース拡大について

法人税減税に伴う課税ベースの拡大の中で外形標準課税も代替財源としてリストラップされている。地方自治体が景気に影響されない安定財源を確保する為に赤字に苦しむ中小企業に課税することは徴税者本位の

発想であり容認できない。

2. 固定資産税の見直しについて

固定資産税は地価の長期的な下落にも関わらず負担感が高いとの声が多い。宅地の評価については、実勢価格に配慮した評価、居住用家屋の評価は築後経過年数に応じた評価方法にするなど抜本的な見直しを要望する。加えて地方都市の活性化に向けて、空き店舗、空き家の流動化に資する固定資産税制を検討すべきである。

3. 土地の評価体制について

土地の評価については現在国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれ目的に応じて行っているが、土地の使用目的により、恣意的に評価されることを防止し、また、行政の効率化の観点からも評価体制を一元化すべきである。

4. 償却資産に対する固定資産税の廃止・縮減について

償却資産に対する固定資産税は、中小企業にも課税されるため、中小企業の設備投資を阻害している。特に、製造業を中心とする多額の設備を有する企業においては、固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与える。国際的にも事業用資産に対する課税が稀であることから廃止又は縮減を要望する。

5. 不動産取得税について

不動産業者が商品として仕入れる土地や建物は販売を目的として取得するもので取得者が使用するものではない。不動産取得税の減免又は免税を要望する。

6. 超過課税について

①住民税の超過課税は主に法人が対象とされており、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税と言わざるを得ない。超過課税を実施している自治体はできるだけ早く標準税率に戻すべきである。

②森林環境税は2018年度の税制改正で導入され、2024年度から住民税に一律1,000円が上乗せされる。しかし、森林環境税は同じ森林整備の名目ですべて全国37府県で独自に導入されていることから、導入している県にとっては、2024年度以降は「二重課税」となってしまうおそれがある。制度開始までに二重課税とならないよう調整・対応が必要である。

その他

1. 二重課税の廃止について

個別間接税と消費税との二重課税の問題は、平成元年に消費税が導入された際、物品税が廃止され、自動車重量税と自動車取得税については2012年度税制改正で新車購入時や車検時にかかる重量税が一部減税になったが、石油諸税は引き続き検討するとの曖昧な表現にとどまり、結論は先送りになっている。消費税との二重課税が行われている課税体系を是正すべきである。

ある。

2. マイナンバー制度について

マイナンバー制度については課税の公平を図るとともに電子政府の実現を見据えて、各行政機関が連携し、行政全般の適正処理と効率化及び国民の利便性の向上に資する一方で、手続きの簡素化や個人情報保護に十分配慮すべきであるとする。

また、制度が開始されて6年目となるが、2021年5月時点でマイナンバーカードの普及率は全人口の30パーセントに到達し、新型コロナウイルス対策で実施した定額給付金の申請目的やマイナポイント事業で増えたものの、2022年度までにはほとんどの国民に普及させるという政府の目標には程遠い状況にある。政府はマイナンバーカード普及にむけて、健康保険証や運転免許証との一体化やスマートフォン搭載等、今後も様々な対策を実施するとしているが、目標とする「行政の効率化」「国民の利便性の向上」および「公平・公正な社会の実現」は、国民が実感できる水準には至っていない。個人情報保護やセキュリティ面に十分留意したうえで、制度普及の理解を高めていくべきである。

3. セキュリティソフト導入に係る税制措置について

マイナンバー制度の開始以後、個人番号関係事務実施者である事業者は、個人情報保護・管理が義務付けられ、厳重なセキュリティ措置を余儀なくされている。法定調書等の提出をe-Taxで行なうことを考えると、インターネットに接続しないパソコンでの管理のみでは対応できないため、セキュリティソフト導入に係る税制措置を要望する。

4. 震災について

東日本大震災からの復興にむけて復興期間の後期にあたる「復興・創生期間」も終了したが、被災地の再生は道半ばであり、原発事故の対応を含めて検証が必要である。また、近年地震だけではなく想定を超えるような大型台風や集中豪雨の災害が相次いでいるため、今後も適切な支援と実効性ある措置を講じる必要がある。

5. 租税教育について

税は国や地方が国民に供与するサービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。高齢者数がピークとなる2040年度には、政府の推計で医療や介護、年金などに係る社会保障給付費は約190兆円にまで膨張するとの試算がある。

少子高齢化が進む現在において、超高齢化社会の現役世代となる子供たちが、税の意義や税が果たす役割について、正しい理解を深めることは極めて重要である。また学校教育のみならず、社会全体で取り組むべきものであることから、その対象を、大学生や社会人まで拡大するなど国民全体で税について考える環境整備が必要である。

大月税務署人事異動のお知らせ

令和3年7月10日

官 職 名	現 任 者		前 任 者	
	氏 名	前 任 署	氏 名	異 動 先
署 長	林 英一	東京局調査一部 主任国際税務専門官	峪 和生	沖縄所 資産課税課長
総 務 課 長	植山 和代	東京局課税二部 酒税課課長補佐	田代 和之	川崎北署 総務課長
管理運営・徴収統括官	井澤 隆広	川崎西署 徴収上席		
管理運営1統括官			夏坂 昭博	甲府センター 主任国税管理官
管理運営2統括官			一ノ瀬睦巳	八王子署 管理運営2統括官
徴収統括官			笹山 高	緑署 徴収1統括官
個1統括官	松本 卓雄	荻窪署 個2統括官	石井 正	東村山署 個1統括官
個2統括官	桶作 聡	青梅署 個2統括官	小林 智治	玉川署 個2統括官
資産統括官	新井 秀宜	東村山署 資産3統括官	吉岡 茂	東京局総務部 税務相談官
法1統括官	山口 雄一	(留任)		
法2統括官	天野 忠人	甲府署 法3統括官	佐野 涼子	甲府署 法3統括官
法3統括官	石橋 大介	(留任)		
法1総括上席	熊本 忠	(留任)		
法1審理上席	木村 宏	青梅署 法1審理上席	鈴木 英明	荻窪署 法1審理上席

お別れの御挨拶

前大月税務署長

峪 和生



この度の人事異動により、沖縄国税事務所資産課税課長に転任し、大月税務署長を離任することとなりました。一昨年七月の着任以来、細田会長をはじめ公益社団法人大月法人会の皆様には大変お世話になり、心より厚く御礼申し上げます。

思い起こしますと、この二年間は、久しぶりの税務署勤務で右往左往しつつスタートし、消費税の軽減税率制度の円滑な導入がメインテーマだと言われていたものの、台風による交通遮断、税務署の業務センター化、そして今なお苦しめられている新型コロナウイルスの猛威、その影響による出勤抑制、確定申告期間の延長への対応と、多くの難題が降りかかり、落ち着いて仕事ができたと最初の数か月が数年前のように感じられました。

す。そのような状況にあつて、任務を全うすることができましたのは、大月法人会をはじめとする関係民間団体の皆様の税務行政に対する深い御理解と長年にわたる厚い御支援の賜物と深く感謝いたします。

各種説明会・研修会はもとより、青年部会による高校生の税に関する標語、女性部会による絵画コンクール、絵はがきコンクールなど各種の活動は、将来世代に大きな好影響を与える素晴らしい啓蒙活動であり、これらの活動を拝見し、郡内地域における租税教育のレベルの高さと大月法人会の皆様が果たしてこられた役割の大きさというものを改めて認識した次第でございます。

最後に、今後とも変わらぬ税務行政への御支援をお願い申し上げますとともに、公益社団法人大月法人会の益々の御隆盛並びに会員の皆様の御健勝と事業の御繁栄を、暇に秀麗富嶽を浮かべつつ遥か南方の地より祈念いたしました。お別れの挨拶とさせていただきます。

着任の御挨拶

大月税務署長

林 英一



初秋の候、公益社団法人大月法人会の会員の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で大月税務署長を拝命し、東京国税局調査第一部主任国際税務専門官から参りました林でございます。

私は、国税での職歴の半分以上で、法人の国際課税に関する第一線の業務に携わって参りました。この度、第73代の署長として歴史ある大月税務署に着任し、この山梨県郡内地域で心新たに勤務できることを大変光栄に思うとともに、負う責任の重さに身の引き締まる思いであります。前任の峪同様、ご懇情賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

細田会長はじめ大月法人会会員の皆様には、平素から税務行政に對しまして深いご理解と多大なる

ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、正しい税知識の普及を目的とした各種説明会・研修会を開催されるほか、納税道義の高揚を目的として次世代を担う児童・生徒を対象に、「租税教室」、小学生による「税に関する絵はがきコンクール」・「税金絵画コンクール」及び高校生による「税の標語募集」を開催されるところとともに地域社会への貢献活動など、幅広い活動を積極的に展開されてこられました。

昨年度は新型コロナウイルス感染症が猛威を振う中でいくつかの事業活動が中止や規模の縮小などを余儀なくされる状況であったと聞き及んでおりますが、その中において、例年とは異なる方法により感染リスクの回避及び感染防止を図った上で尚も様々な活動を展開されたということは、細田会長をはじめとする役員並びに会員の皆様方の並々ならぬご熱意とご尽力の賜物と深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

さて、令和5年10月から、消費税の適格請求書保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されます。それに伴い適格請求書発行事

業者になるための申請書の受付が本年10月から開始されます。インボイス制度の円滑な導入に向けては、事業者の皆様が制度の理解を深めていただいた上で、それぞれの事業の実態に応じた対応や準備を進めていただくことが重要となります。私共といたしましては、制度の円滑な実施に向けた積極的な周知・広報に取り組んで参る所存であります。貴会におかれましては、会員の皆様に制度の内容を十分にご理解いただき、必要な準備を進めていただけるよう制度の広報活動に引き続きご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により仕事の在り方が問われる中で、社会全体でデジタル・トランスフォーメーションを推進する動きが広まっております。税務行政におきましても、先般、国税庁が公表しました「税務行政の将来像」において「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本の柱としつつ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指すとした構想が示されました。これらを目指す当局の施策の多くはe-Taxの更なる利用拡大と

添付書類を含むすべての書類の電子化、また、キャッシュレス納付の利用促進が必要なものとなっております。そして、その実現のためには税務行政のよき理解者であり、地域の振興に寄与されている大月法人会の皆様方のお力添えが何よりも不可欠なものと考えております。これまでもe-Taxにつきまして様々なご協力を賜っているところではございますが、引き続き、ご協力・ご支援の程、重ねてお願い申し上げます。

依然としてコロナ禍が収まる気配が見えない状況で、皆様とコミュニケーションを図る機会を持つことが叶わない面もございますが、私共としましては、これからも引き続き、皆様との信頼・協調関係を大切にし、共に歩んで参りたいと考えておりますので、今後とも一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、公益社団法人大月法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたします。私の挨拶とさせていただきます。

大月税務署からのお知らせ

安全・便利 「キャッシュレス納付」のご案内

日頃から税務行政につきまして、ご理解・ご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

国税の納付は、金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付手続きができる「キャッシュレス納付」が便利ですので、この機会に是非、ご利用をお願いします。

※ 各納付手続の詳細は、国税庁ホームページの以下の箇所でご案内しております。

「ホーム」⇒「税の情報・手続・用紙」⇒「納税・納税証明書手続」
(スマートフォン等でQRコードを読み取るとアクセスできます。)

ダイレクト納付



ダイレクト納付の申込をすることで、e-Tax から簡単な方法で口座引落により納付する方法です。

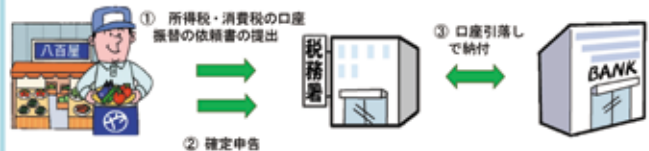
令和3年1月～
事前手続オンライン化開始
(個人の方に限ります)



事前手続

e-Tax

振替納税



振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。

※ 個人の申告所得税・消費税に限ります。

令和3年1月～
事前手続オンライン化開始



事前手続

インターネットバンキング等



インターネットバンキング口座などから納付する方法です。



e-Tax

クレジットカード納付



インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、納付受託者が運営する専用サイトから納付受託者に納付(立替払い)を委託する方法です。

納付税額に応じた決済手数料がかかります。
※ 決済手数料は、国の収入になるものではありません。



※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

事前手続

事前に税務署への手続が必要です。

e-Tax

e-Taxでの利用となります。

e-Tax 推進協議会からのお知らせ

簡単！便利！
事前に登録した預貯金口座から
引落し！

**国税・地方税の納付は、
ダイレクト納付をご利用ください！**



国税庁e-Taxキャラクター
イータ君



エルタックスイメージキャラクター
エルレンジャー

どこが簡単・便利なんですか？

- インターネットに接続できる端末があれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約は不要！手数料はかかりません！
- 金融機関や税務署・県(都)税事務所・市区町村の窓口に出向く必要がありません！
- ⇒ **特に、毎月の源泉所得税や特別徴収に係る個人住民税の納付に便利です！**
- 納付日を指定して納付することができます！

ダイレクト納付を始めるには？

ダイレクト納付利用届出書（口座振替依頼書）を
提出するだけ！

※ QRコードは兼テンスーウェブの登録商標です。

国税・地方税共通

- ダイレクト納付が利用できる金融機関に預貯金口座がある。

利用可能金融機関はこちら



【国税・書面】 【国税・オンライン】 【地方税】

国税の場合

- 初めの方
（イータックス）
e-Tax 利用開始の手続からスタート！
- 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！
個人の方はオンラインで届出書の提出が可能です。

※ 利用開始まで、書面提出では約1か月、
オンライン提出では約10日程度の期間が
必要です。

詳細はこちら ⇒



地方税の場合

- 初めの方
（エルタックス）
eLTAX 利用開始の手続からスタート！
- 地方税のダイレクト納付口座振替依頼書を提出！

※ 利用開始まで、約1か月程度の期間が
必要です。

詳細はこちら ⇒





神社めぐり

第49回

貴船神社(旧指定村社)

鎮座地 南都留郡富士河口湖町長浜二二〇四

御祭神 高麗の命、暗麗の命

例祭日 九月二十二日

宮司 中村和行 総代長 三浦国治
境内地 六九六坪 氏子戸数 一六〇戸

由緒沿革

甲斐国志に「人皇第八六代後堀河天皇の御代貞応二年(一二二三年)九月二十二日、山城国鞍馬の里よりこの地に遷し奉る」とある。高麗(たかおかみ)神は山神の龍神で、暗麗(くらおかみ)神は溪谷の龍神で何れも水神で雨乞いの神であり、又海運の神でもある。五穀豊穡、家内安全、なお戦勝祈願すれば神徳ありと、明治四十年二月十六日、神饌幣帛共進指定社となる。

本殿及び雨屋

貴船神社は京都から分祀された神社で、江戸時代後期に編纂された「甲斐国志」によると南北朝時代の棟札が存在したとの記述があり、古くから長浜の氏神として崇められてきたことがわかります。

現在の本殿は、一間社流造で唐破風をもつ檜皮葺屋根の建築です。浜床が設けられ、奥部左右に脇障子が配され、透かし彫りの彫刻が施されています。建築様式から江戸時代後期の十九世紀のものとは推定されます。

雨屋は、拝殿としての機能と本殿を保護する機能を兼ねており、明治二十二年に建てられたことが棟札から判明しました。

戦時中は、戦勝祈願の為に出征兵が多く参拝に訪れたと伝えられ、関東近県を中心に県外からの参詣者も多く、航海の安全を祈願した後、長浜の渡船場から出征していきました。

平成二十四年七月二十四日、町指定有形文化財(建造物)に指定。

平成二十五年に雨屋の改修工事が実施されました。



HIGHLAND RESORT WEDDING

ハイランドリゾートホテル&スパでは
ブライダルフェアを毎日開催中！！

HP からのご予約はこちらから！→
TEL:0555-21-5113



 HIGHLAND RESORT
HOTEL & SPA